

第10回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時：令和3年5月21日（金）

14：00～15：41

場所：香川県庁北館

3階 入札室

（事務局のみ参集。その他はウェブ
会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

○鈴木委員

○高月委員

松島委員

須那委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 議事録署名人の指名

- （座長） それでは、第10回の検討会を始めさせていただく。委員はじめ関係者の皆様には、お忙しい中ご参画いただきありがとうございます。

まず、本日の議事録署名人の件であるが、鈴木委員と高月委員にお引き受けいただきたいと考えているが、いかがか。

- （委員） はい、了解した。

- （委員） 了解した。

- （座長） はい、よろしくをお願いします。

III 傍聴人の意見

- （座長） 次に、傍聴人の方からのご意見を頂戴する。本日の会議については、直島町の方はご出席されていないが、特段の意見がないということを事前に伺っているので報告させていただく。

それでは、豊島住民の代表者の方、お願いします。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）豊島事業関連施設の撤去等対策検討会の先生方には、豊島廃棄物処理事業につき精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

冒頭にあたってお願いが1点、質問が1点ある。お願いのほうだが、豊島住民会議の意向も含め、遮水機能解除の検討につき、ワーキンググループを立ち上げていただき、感謝している。ワーキンググループの現場視察に立ち会い、説明を受けた。委員の指示に従い、海水と接触する深さの遮水壁、鋼矢板の状況を調べる調査が行われた。肉厚測定結果では、それほど損傷していないようで、引抜きは可能だと考えているが、調査結果の評価について、ワーキンググループ、撤去検討会での検討をお願いします。

質問だが、処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設の撤去に関する基本計画案の検討がなされるが、事前に送られてきた資料Ⅱ／4の2ページで、地下水浄化の促進のため、雨水浸透池の設置が計画されている。D測線西側を雨水浸透池として活用することと、地下水の排水基準への到達・達成との関係はどうなっているのか。地下水・雨水検討会との調整は必要だと思うのだが、説明をお願いします。

異常気象が続き、思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症がまん延し、大変な状況であるが、どうぞよろしくお願いします。

- （座長）コメント、質問、それぞれ1件ずついただいた。コメントと言っても、前般のワーキンググループの中でいろいろ調査していただいた結果についての評価ということで、これはのちほど議題3でワーキンググループの報告と今後の予定というところで少し話題に出したいと思っている。松島先生のほうから何かコメントがあったらお願いしたいと思うし、実際の評価は、次のワーキンググループでされるのだろうと思っているので、その旨でも少しご報告いただければありがたいなと思っている。

それから、質問事項で雨水の活用で地下水の浄化促進を図るということで、この前の地下水の検討会のほうで、その件については検討していただいていると認識しているが、その結果については事務局のほうから説明をしていただきたいと思っているので、それは4番目の議題のときに、また話題にする。よろしいか。

- （豊島住民会議）はい。その審議する箇所に来たら、また質問するので、よろしくお願いします。

- （座長）今ので質問事項としては受け止めたという格好になっている。基本的には冒頭と最後という形でそちらの発言を求めることになっているので、私のほうから発言をお願いしますということ以外ときには、基本的には最後にまとめてご質問していただ

けるか。よろしいか。

○（豊島住民会議）はい、分かった。

○（座長）はい。それでは、1番目の議題、第11回のフォローアップ委員会での決定事項の報告ということで、事務局のほうからしていただく。どうぞ。

IV 審議・報告事項

1. 第11回フォローアップ委員会での決定事項の報告（報告）

(1) 令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要【資料Ⅱ／1-1】

○（県）資料1-1からになるが、1も2もフォローアップ委員会での決定事項であるので、永田座長、これは合わせてご説明させていただくということによろしいか。

○（座長）はい、結構である。

○（県）それでは、まず資料1-1をご覧くださいければと思う。令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要となっている。先に行われた第11回フォローアップ委員会の決定事項のうち、撤去検討会関係についてご報告するものである。

この裏面にもある工程案も見ながら、ご確認いただければと思う。令和3年度から豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事の内容を実施していくため、前回、この検討会でも審議・了承いただいた第Ⅱ期工事の撤去手順、こちらに従い、時期に合わせて実施計画の審議を予定している。

まず、令和3年度に撤去を実施する…。

○（座長）少しこの資料は、説明する必要がない資料だと認識している。変更になった分があれば説明が必要だが、フォローアップ委員会でこういうふうに決定されたということだけ言われればよろしいのではないか。

○（県）はい、了解した。

○（座長）それでまた同じような話が、のちほど出てくるだろう。

○（県）出てくる。

では、その裏面の工程案のとおり、第Ⅱ期工事、上半期にやる部分、下半期にやる部分という形で決定しているので、このとおりに進めていきたいと思っている。

【1-1から1-2は一括して議論】

(2) 令和3年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針【資料Ⅱ／1-2】

- (県) それから、資料1-2のほうになるが、こちらが令和3年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針になる。具体的に、途中、別紙で付けているA3の紙があるが、こちらに令和5年度以降における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針であるとか、環境計測の定義の再確認に伴うフォローアップ委員会及び両検討会の資料の取り扱いについて、これらの資料から計測地点であるとか、計測項目、計測頻度について見直しが行われて決定したものとなる。

まず、このA3の別紙をご覧くださいながらになるが、まず、表側の環境計測の水質の放流水関係のうち、供用停止する施設がある場合は、その停止までの間に環境計測を行うということ。

それから、水質の地下水関連のところになるが、ここでは、特措法期限以降の環境計測等の基本方針に基づき、ここを実施する期間としては令和4年度末までという形と、前回の資料だと、あと6地点ほど地下水の観測井を設けてやるような形を取っていたのだが、そちらについては、地下水浄化の状況を確認するために測っていたことから、環境計測からは除外するというふうになっている。

それと、裏側の周辺環境モニタリングになるが、一番下の生態系調査でアマモ場、ガラモ場をやるという格好になっているが、最もこれを重要視しているのは遮水機能の解除をした際ということになるので、その解除の前後で実施するという形での決定がなされたことをご報告させていただく。

【1-1から1-2は一括して議論】

- (座長) 今の資料は、実は、前回3月25日の午前中に撤去検討会を実施して、その場でこの実施方針、モニタリング等の実施方針についてご審議いただき、了承していただいて、フォローアップ委員会にもかけたということになるわけだが、フォローアップ委員会のほうでその後修正があつて、その修正バージョンが今、説明されたものということになるので、基本的に今、事務局が説明されたのは、そうした変更点の部分を示したと。

- (県) 変更点の部分だけをピックアップしてご説明させていただいた。

- (座長) それから、最初の(1)の資料は、同じくフォローアップ委員会で決められた資料ということになるので、基本的には、そのままのものが載せられているということではないのか。

- (県) はい、こちらの準備している資料が、前回フォローアップ委員会で決定されたま

までではなくて、少し撤去部分だけを抜き出したような形になっているので、申し訳ないが、それは修正させていただく。

○（座長）撤去部分を抜き出しても、そのままの資料か。

○（県）そのままである。

○（座長）それで、事務局とは事前にこの資料づくりにあたって2回ほど打ち合わせを実施し、それから、今日の会議が始まる前にも、45分ほどで打ち合わせを実施して、その際にも申し上げたのであるが、この決定事項と書かれた内容については、それはそのままフォローアップ委員会で決定された資料を載せればよいということで指示をしていたつもりなのに、それを改訂してしまっている。

 標題は、例えば1-1の資料だと、標題が「事業の概要」になっており、この概要という言葉を使った資料は、前回のフォローアップ委員会の資料の中に存在する。だから、同じ名前の資料が、日付が違った形で出てくるなんていうことは、文書の作り方としては、あり得ないことになるわけである。改訂したなら改訂したということになるし。そうではなくて、違った内容が同じ名前が出てくるというのは、おかしい。

 だから、これは、この資料としては、3月25日付の概要版をそのまま載せればよいと。そうやって指示したつもりだったが、そうになっていない。これは至急、事後に修正バージョンを出すように。

○（県）はい。申し訳ない。そうさせていただきたいと思う。

○（座長）それから、もう1つ、(2)の資料も、実施方針、これは上書きを付けられたのか。上書きが付いているのであるが、その標題が「実施方針」になっているのであるが、実施方針というのは次のページをめくっていただくと、3月25日付で決められたのが実施方針なのである。だから、この標題をここに付けてはいけない。上書きには、「実施方針等について」ぐらいだったら、まあ、いいのかなと思うので、そうしていただいて。

 上書きの2.も同じで、「実施方針」という形になっているが、これは実施方針の概要なら「概要」と付けてください。そうした書類づくりを紛れがないような形で残しておく、あるいは審議資料とするというルールをきちんと守って対応していただきたい。

○（県）はい、分かった。

○（座長）これは報告事項なので、もし、何か皆さんのほうからコメントがあればお伺い

しておくが、いかがか。よろしいか。また最後に全体をまとめてご意見を頂戴するので、その際にも関連することがあれば、ご発言ください。

それでは、次に議題の2番目、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況、どうぞ。

2. 令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（報告）【資料Ⅱ／2】

○（県）資料2のほうをご覧くださいと思う。令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況になるが、先ほど来、1-1にあったように、令和3年度から撤去の第Ⅱ期工事を実施することとしている。この資料2の裏面に工程を付けているので、併せてご確認くださいと思っている。

関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事として、この裏面の1から7の施設を令和3年度に撤去しようとして予定している。まず、令和3年度中でも上期に実施する、①処分地の雨水集水・貯留・排除施設、これは具体的には沈砂池1や2、その周辺施設となっている。それと⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設、こちらについては、上期に実施したいという形で、今後、この後になるが、資料4のほうで撤去に関する基本計画書をご審議いただきたいと思っている。

次に、この①⑦以外の施設については、下期に工事を予定しており、次回以降の検討会で基本計画書の審議を予定している。

併せて、来年度実施予定としている、ここで言えば⑨⑩になるが、遮水機能の解除関連であるとか、処分地の整地関連の具体的な実施方法等について、今年度中にその方法等について検討を進め、適切な時期を見計らってお出ししていきたいと思っている。

これまでに第Ⅱ期工事の撤去手順、その下になるが、こちらからの変更点は、今のところはない。

バーチャートの一番下に追加して記載しているが、前回のこの検討会でも了承された遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループを設置しており、ワーキンググループでは遮水機能の解除の具体的な方法を検討し、複数案をまた検討会のほうに答申することとしている。

この1回目のワーキンググループを4月に開催している。のちほど第1回目の内容等々についてご報告させていただくが、当日の意見を基にして、現在も検討を進めているところである。

○（座長）どうもありがとう。それでは、いかがか。

原則は、さっきの資料と大きく変更はないのだと思うが、先ほどの資料では、フォローアップ委員会では、ワーキンググループの話がなかったのと、それから、若干、何か、少し位置がずれたりしているところもあるように思うのだが。高度排水処理施設は基

本計画書が5月ぐらいから検討を始めるようになっていて、それから基本計画書のところが入札仕様書という名前になっている。入札仕様書をそのまま審議するとなると、少し。

- （県）はい、そうである。そうなるので、申し訳ない、今回の資料の中では、基本計画書という形でその内容等々をお示しするという形で、変更させていただいている。
- （座長）そうであるか。それで、高度排水処理施設のほうは、少し早めに検討するということはやらないで大丈夫なのか。
- （県）そうである。検討のほうは、今、具体的に業者と話詰めているところであるので、始まっているといえば始まっているような状況になっている。
- （座長）そうか。かなり大規模なものになるだろうということで、事前の検討を早めに進めているということであれば、はい、それはそれで。
- （県）いずれにしても、7月に仮置きで置かせていただいているが、この撤去の検討会には間に合うように、県のほうも準備していきたいと思っている。
- （座長）はい、分かった。それ以外、いかがか。どうぞ、鈴木先生。
- （委員）今の資料で、⑥のベルトコンベアと、これが8月、9月、基本計画作成・審議、1月、2月にまた、あ、実施計画であるか。
- （県）はい、そうである。
- （委員）はいはい、分かった。1-1の資料に対して追加になっているということか。
- （県）そうである。
- （委員）了解した。
- （座長）ほかによろしいか。高月先生、どうぞ。
- （委員）少し勉強不足だが、これの5番目の簡易地下水処理施設というのが撤去される予定だが、具体的にはどんなことを考えて。

- （県）こちらは、高度排水処理施設の駐車場部分に付けている、屋外処理施設を設置しているが、こちらの撤去になる。
- （委員）そういうことか。
- （座長）これは、いくつかあるのではないか。簡易地下水処理施設と言われている類のものは。
- （県）種類はいくつかある。
- （座長）そうであるか。少しそのへんもきちんと。
- （県）記載をしておいたほうがよいということか。
- （座長）ええ、ここの中かどうかは分からないが、一応、全部、これまで簡易地下水処理施設として設置したものをすべてを撤去するというふうに考えておいていいか。
- （県）そうである。そこは、基本計画書を審議いただく際には、きっちり書いておこうと思う。
- （座長）はい。ただ、少しそれが今、基本計画書の作成・審議とか、実施計画書も審議した後で、実際の撤去工事がだいぶ離れて、遅れてやられることになるのであるが、ここは何か理由があるのか。
- （県）こちらは、前回の検討会にも出させていただいた手順の中で、その撤去に伴って出た廃棄物をどう運搬するかとか、栈橋の利用方法であるとか、そういった中で、少し順序が今のところはこの時期になってしまっているということである。
- （座長）ああ、そうであるか。何か、この間を、もしかしたら簡易地下水処理施設を活用するという可能性はないのか。
- （県）そこは、どうしても原水を調整しておくのが高度排水処理施設になるので、これだけを単独で利用するというのは、少し今のところはないような状況になっている。
- （座長）ああ、そうであるか。

- (県) はい。
- (座長) はい。よろしいか。
- (委員) はい、了解した。
- (座長) それでは、また何かあれば、全体のとときにご質問いただくことにして、3番目の議題になる。第1回のワーキンググループの報告と今後の予定についてということで、どうぞ。

3. 第1回遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループの報告と今後の予定(報告)【資料Ⅱ／3】

- (県) 資料3をご覧いただければと思う。第1回遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループの報告と今後の予定となっている。先ほども申したが、第1回のワーキンググループを4月27日に開催している。その際の状況をこちらでご報告させていただきたいと思う。

第1回のワーキンググループでは、遮水機能の解除に関する課題や配慮事項を確認するため、表1にお示ししているが、現地視察を行っている。これには、豊島住民も同行しているという状況になる。

1枚おめくりいただき、2ページ図1に実際の視察のルート、少し小さくて恐縮だが、赤い印が遮水壁、これが入っている。今、廃棄物の掘削に伴って、一部、TP3m部分までは上部が露出しているような状況になっており、まずは側面部を確認していただきながら、画面左から右に向かって歩いていただき、側面部の確認をしていただいた。今度、上部に上がり、逆に右から左に向かって上側の状況を確認していただいたということになる。その日の状況を写真1、2、3、4でお示しさせていただいている。

現地の状況を確認しながらであるが、表2でまとめているように、先生方から意見を頂戴している。

松島座長のご意見として、全体的な変状はほぼないだろうと。それから、朔望平均満潮位と干潮位の間位置での肉厚測定を行っておくことというご意見を頂戴していたので、これについては、当日ではないが、後日、県のほうで実施している。取りまとめ、今後のワーキンググループで報告したいと思っている。

それから、笠コンクリートに1箇所、乾燥収縮と思われるひび割れがあるので注意する必要がある。こちらの状況を次のページの写真5、6にお示ししている。ここについて、最後に引き抜くなど施工順序を検討することというご意見を頂戴しているので、こ

ちらには第2回ワーキンググループでまた検討して、整理をしていきたいと考えている。

平田委員からは、端部は斜面に近いために工事事業者の安全に配慮した工法を選択してほしいというご意見を頂戴している。

これらいただいた意見については、遮水機能の解除に関する課題の整理をこのワーキンググループの目的としているので、そちら等をまとめるにあたって、頂戴した意見を含め、第2回ワーキンググループの資料づくりに活かしていきたいと考えている。

今後の予定となるが、第2回ワーキンググループを5月27日に開催予定としており、これも含め2回程度の審議を経てワーキンググループを決定し、撤去検討会に答申したいと考えている。

あと別添からは、当日使った資料を付けさせていただいている。

- （座長） それでは、松島先生、コメントを頂戴したいと思うので、どうぞ。

- （副座長） 5月17日火曜日に、平田先生と一緒に現地を見た。ずっと歩きながら見た感じだが、ほとんど変状はないのだが、1箇所だけコンクリート面に引っ張りひび割れが入っていて、その後ろが少し陥没しているということで、後から少し計算すると、数cm動いているとなっている。であるので、その部分は最後に施工したらいいのかなと感じていた。

それと、腐食するところが一番厳しいのが、ハイウォーターレベルとローウォーターレベルの間が一般的に腐食が一番厳しいとされているので、そこを調べるようにということで、県の人に3箇所お願いした。その結果、だいたい1mmいかないぐらいなので、思ったより腐食していないことが分かっている。

今後、引き抜くときに一番問題となるのは、チャック部が弱くて下が強かったら困ってしまうので、そのへんの計算でどういう施工が一番うまくできるかということは今、検討して、次回のワーキンググループにかけていきたいと考えている。

- （座長） どうもありがとう。先ほど、住民会議のほうから、コメント、質問があったが、それについてはいかがか。

- （副座長） 先ほど言った話では、掘削して腐食を調べていただいたのであるが、1mmないということを写真とか後からの報告で受けているので、そんなに心配しなくていいということが分かっている。

- （座長） どうもありがとう。

先ほど、数cm動いているのではないかというのは、それはどういう方向に。

- （副座長）外側に、どうしても陥没すると、産廃側のほうに、海側ではなくて反対側に少し数cm動いているというのは、引っ張りひび割れから計算すると、6cmぐらいか。
- （座長）ああ。倒れているということであるか。
- （副座長）そうである。だからといって、それが大きいかという、あのスケールで5cmというのは、たいしたことはないので、大丈夫だろうと思うのだが、大事を取って最後に施工したいと思っている。
- （座長）ああ、そうであるか。分かった。

この引き抜きにあたって、止水材の話とか、あるいは腐食の程度の問題とか、いろいろ引抜荷重に対する影響みたいな話があったかと思うが、そういう意味では、今回こういう引き抜きをやるにあたって、事前の検討と、それから実際に引抜きをやったときのいろいろなデータが出てくる。そういうデータを少しきちっと集積、分析していただいて、私は専門ではないのでよく分からないのだが、学会発表等で、20年経過後のこういう作業にあたって、どういう点が問題になるのか、あるいは、どういう点を配慮しておけばいいのか、そういう点も、研究的な視点でデータ把握をしていただけるといいのかなと思っているが、いかがか。
- （副座長）分かった。少し考えてみるので、よろしく願います。
- （座長）よろしく願います。あと、いかがか。どうぞ。高月先生。
- （委員）検討よろしくお願ひしたいと思うのだが、少し私も素人なのだが、実際の工法として少し話題になった、例のバイプロハンマの方式とか、そういう方式も含めて複数検討されるご予定なのか。そのへんを少しお聞きしたいと思う。
- （副座長）一応考えているのは、今言われたように、サイレントパイラーというのは、力づくで引き抜くというやり方と、液状化させて抜くやり方とか、いろいろあると思うので、そのへんは全部、3つか4つぐらいの工法を並べてやりたいと思っている。
- （座長）並べてやりたいというのは、どういう意味であるか。
- （副座長）どれが一番コスト的にも性能的にもいいかということをチェックしたいと。そこで問題となるのは、チャックがもつかもたないかが一番大きいので、チャックのと

ころの腐食を調べているのは、チャックのところの断面が薄くなると、チャックで壊れてしまうケースがあるので、その問題をクリアして、一番性能のいいのはどれなんだということを3つか4つか、いくつか工法の中で探していきたいと考えている。

- （座長）それは文書上というか、シミュレーション、計算とか、そういうものを使って検討するということか。
- （副座長）はい。計算は、基本的にチャックの耐力を計算することと、下の抵抗力が、どれだけあるかということを検討して、それを比較して検討していきたいと。
- （座長）はい。いや、並べてと言われたものだから。
- （副座長）ああ、そうか。申し訳ない、説明が悪かった。
- （座長）実態としてあそこでやられるのかと思ったが、そうではないのか。
- （副座長）いえいえ。机上検討で今言われたような施工方法の優劣を比較して、最終的に検討していきたいと思っている。
- （座長）具体的には現状調査をされたわけで、そのベースに基づいてどういう方法が最適なのかということをご提案していただけるかなと思っており、今おっしゃったような、チャック部の耐力の話とか、あるいは腐食の状況とか、あるいは鋼矢板の継ぎ目のところがどういう状態になっているかによっては、抵抗がまたそこも増えていくのだろうから、その状況、それに合わせてどういう方法がいいかということを検討していくというふうに理解しておけばいいか。
- （副座長）はい。そのとおりだと思う。
- （座長）分かった。
- （委員）はい、ありがとうございます。大変興味深い事柄であるので、よろしく願います。
- （副座長）はい。
- （座長）あと、いかがか。
それでは、よろしければ、次の4番目になるか、処分地内の雨水の排除施設等の撤去、

それから外周からの雨水の集水・排除施設、これは、上流側の排水路を撤去する、その基本計画書の審議である。どうぞ、事務局のほうから説明してください。

4. 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設の撤去及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（上流側の排水路）の撤去に関する基本計画書(案)（審議）【資料Ⅱ／4】

○（県）資料4は、処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設の撤去及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設、これは上流側の排水路だが、この撤去に関する基本計画書の案である。

まず、1の概要だが、令和3年度の上期には、処分地の雨水の集水・貯留・排除施設、つまりこれは処分地進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池1・2、それから処分地外周からの雨水の集水・排除施設、これについては上流側の排水路の撤去工事を実施する予定だが、これらは、処分地内での地下水浄化に対して雨水を有効に活用する観点、それから、施設撤去に伴う廃棄物の大量発生による船舶搬出の観点から、この時期に行うものである。

なお、先月4月28日に第17回の地下水検討会が開催されたが、こちら今から申し上げるもののうち、雨水の有効に活用する観点については、その検討会でご審議もいただいているところである。

それから、2の対象となる撤去施設と工事の目的のところである。

まず、表1をご覧くださいと思う。まず、①雨水の集水・貯留・排除施設があり、こちらは先ほど申し上げた6つの施設からなっている。こちらに関しては一括して発注して、安全面に配慮するとともに、地下水の浄化への活用を行うこととしている。また、⑦の処分地外周からの雨水の集水・排除施設については、先ほどから申し上げるように、上流側のみ撤去し、下流側を残して1重化して、その雨水を地下水浄化に活用することとしている。

2ページ。3. 雨水の活用による地下水浄化の促進だが、外周排水路を1重化し、水路の切り欠き部分から導水することで、雨水を貯留トレンチ、もしくは浸透池の候補地、表2に示しているが、そちらのほうに貯留することができ、地下浸透させることで地下水浄化の促進を図るもので、候補地については表2のとおりであり、こちらの4つの区画については、周辺より低い窪地となっている。具体的には区画⑩の南付近、D測線西側、区画⑨、区画⑳㉑が挙げられている。

地下水検討会でもご議論をいただいたところだが、先ほど住民会議の安岐さんから質問があった、D測線西側の地下水の浸透池としての活用だが、こちらはどの区画も同じなのであるが、地下水の浄化が排水基準を達成したのちに、それぞれの窪地を浸透池として活用するということとしている。

地下水検討会でも少しご議論をいただいたところだが、地下水の浸透策がうまく入

っていくような方法も検討すべきというご意見もいただいている。それについては、例えばD測線西側だと、化学処理の井戸があるわけだが、そちらを抜管する際に、中身を中空として残しておくとか、そういった方法もご議論をいただいたところである。

それから、4の工事の内容である。まず、(1) 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設の撤去等だが、3ページの図2をご覧いただきたいと思う。こちらの沈砂池1、2と、承水路の表面を覆うコンクリートマットが設置されているわけだが、こちらを撤去し、地下水をより浸透させるようなことも考えている。

それから、雨水排水経路として不要である、処分地進入路の路肩にある水路、承水路の南部分、それから沈砂池2と沈砂池1をつないでいる連通管、少し太い赤線になっているところだが、そちらのほう、それからまた沈砂池2については、具体的には図2に赤線で引いている部分だが、こちらについては、撤去して埋め戻しをする予定としているところである。

図3に承水路のイメージ図を書いているのだが、こちらの赤の部分がコンクリートマットとなっており、そちらを撤去することにより、地下水をより浸透させるというようなことも考えている。

なお、承水路下にトレンチドレーンがあるのだが、この碎石については、本資料の最後に説明したいと思う。

3ページの表3については、各撤去対象物の数量をお示しするとともに、各施設の写真を掲載している。

続いて、4ページ。先ほどご説明をした外周排水路、上流側の排水路の撤去等である。台風等の豪雨時に対応するため、2重となっている外周排水路のうち、図4の赤線の部分、上流側の排水路の撤去を行って1重化し、図5のイメージ図のように、残した排水路に導水用の切り欠きを設け、土のうを通常の場合設置して、この切り欠き部分から雨水を処分地内に導水する、雨水を集水して地下水の浄化に活用するというようにしている。

台風等の豪雨時に降雨量が増加した場合については、切り欠きを元に戻し、それから土嚢を撤去して現状と同じように雨水を流していくことを考えている。

5ページ、表4のとおり、撤去する延長は185mである。具体的なイメージについては、写真をご覧いただきたいと思う。

5. 工期及び手続きである。

まず、(1) 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設の撤去等については、本検討会においてこの基本計画書をご了承いただいた後、入札を実施したいと考えており、工期は、表5にあるとおり、令和3年6月から令和4年1月を予定している。

次に、(2) 処分地外周からの雨水の集水・排除施設、上流側の排水路の撤去等についても、本検討会にてこの基本計画書をご了承いただいた後に入札を実施したいと考えており、工期は、令和3年6月から12月を予定しているところである。次のページ

の表6に記載している。

撤去工事の実施にあたっては、「撤去等に関する基本方針」「撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」及び関連ガイドライン、マニュアル等に準拠するとともに、今後の予定として、具体的な撤去工事の内容については、受注業者決定後に撤去検討会において実施計画書を審議、ご了承いただいた後、撤去工事に着手する予定としている。

別紙は、承水路下のトレンチドレーン砕石の再生利用処分についてである。

性状については2(1)に記載しているとおり、径20～30mmの4号単粒砕石であり、承水路下の砕石120トンと、西井戸周辺に80トン砕石があり、合計200トンである。外観は写真のとおりである。今回、この砕石について、土壤汚染対策法に基づく溶出量試験と含有量試験を実施した結果、土壤汚染対策法に基づく基準に適合しており、問題がないことを確認している。次の2ページ、3ページに各試験の結果をお示ししているが、いずれも基準を満たしている。

今後の対応としては、コンクリート殻等と混合して破砕処分し、路盤材として再生することが可能であることが分かったので、がれき類の破砕処分の許可を有する県内の産業廃棄物処理業者にて処分したいと考えている。

○(座長) 少し冒頭、安岐さんのほうから質問があった話であるが、事務局のほうからもう少し具体的に答えてもらえるか。D測線西側の話が中心だったか、安岐さんの質問の中身は。そのへんについては、どうだったのか。

○(県) D測線西側については、現在、積極的な地下水浄化に取り組んでいるところであり、まだ前回の地下水検討会においても、排水基準の到達には至っていない。現在、ホットスポットD西と言われる局所的な汚染源も存在しており、そちらについては、現在、早期に排水基準を達成するように取り組んでいるところである。

ここが周りより少し窪地になっており、そこに、ここは局所的な汚染源があるということがあり、地下水の排水基準の達成後には、雨水を導水して窪地を浸透池とするように活用する方法もあるということで、前回の地下水検討会にもお示しし、ご議論いただいた。今回、その浸透池の候補地として加えさせていただいた。あくまで、地下水浄化により排水基準を達成したのちに、こちらを浸透池として活用するということを検討しているというところである。

○(座長) 次回の地下水検討会はいつ開かれるのか。

○(県) 6月下旬を予定している。

○（座長）実は私も前回の地下水検討会を傍聴させてもらったが、基本的には、ここに掲げられた工事にあたって、地下水浄化の促進策として雨水を活用していくということで、地下水検討会からもご意見を頂戴するということで、その資料をつくって地下水検討会にはおかけしてご議論いただいたのであるが、少し十分じゃないなという印象は受けている。

それで、今回、これで基本計画書なり、それから次には実施計画書というのが出てくるはず。実施計画書の段階で、もう少し詳細な話も詰められるのかなというふうに思っていて、当然、その流れになるとは思っているのであるが、実施計画書も地下水検討会のほうにお諮りして、ご意見を頂戴していただけないか。これだと、実施計画書はいつ出てくることになるのだったか。

○（県）実施計画書については、検討会では7月の検討会。

○（座長）こっちの。撤去の検討会。地下水のほうの検討会というのは、いつやられるのか。

○（県）6月下旬を今、予定しているところである。

○（座長）そうすると、それに間に合うような形で組めないか、この実施計画書を。

○（県）実施計画書については、受注業者が決定した後に作成をすることになっており、少し来月の下旬には間に合わない。

○（座長）どうして。それは今から決める話なのだから。まだ、発注仕様書の作成ももう少し早めて、入札の日程も未定、未定になっているけれど、それも少し前倒しにやって、実施計画書を早めに提出してもらって、6月の下旬に地下水検討会があるなら、そこにかけると。よいか。そういう日程で考えるように。

○（県）どういった形で検討させていただくか、少し考えたいと思う。

○（座長）いや、それで考えるように。よいか。

それから、工期が6月から1月までとか12月までというのは、ものすごく長い。ところが、具体的にはもっと早めにここらへんのところは対応していかなくてはならない話があるのではないかと思っている。もう少し、そのへんのところが分かりやすい形の資料づくりはできないか。いや、なぜこんな延びるのかなというのが、今ひとつ少し疑問なところもあって。

○（県）工期については、実施計画書の作成期間と工事の実施期間、この両方を含めた形で書いている。今、予定としては、実施計画書の作成と審議のほうを9月に予定しており、工事はその後の着手になるので。

○（座長）えっ、少し待ってください、実施計画書の審議というのは、7月と書いてあるが。

○（県）失礼した。実施計画書の審議を7月末、それからの着手となるので、必要な工期を算出すると、このぐらいの時期。書類の検査もあるので、書類作成も含め、12月とかの期間を設けている。

○（座長）具体的な工事からすると、それほど長い工期がかかるような状況ではないと思うし、あるいは、さっきの地下水浄化の観点からすると、できるだけ早く雨水の活用をしていったほうがいい、そのためにはどこから取り掛かったほうがいいのか、そういう検討も必要になってくるのではないかと思っている。だから、その指示を、入札仕様書を書くときにそちらで明確にして、それで進めるという方向で検討してみてください。

それで、あと、実態の工事としては、いつごろどういう形で取り掛かり、まあ、最終的に完工検査とか、そういうものを含めて12月までとか、1月までかかるということはあるのかもしれないが、できるだけ前倒しで雨水なんかの利用は考えていくということが必要になってくる。そういう箇所が出てくるのではないかなと、到達後ということになってくると。そういう話が出てくるのではないかと思っているので、そういう点も含めて戦略的に工期、それからその工事の内容を検討してください。

○（県）はい、検討させていただきたいと思う。

○（座長）ほかにいかがか。鈴木先生、どうぞ。

○（委員）2ページの下に承水路下トレンチドレーンの砕石約120トンと書かれている。それから、表3のところにも120トン。ところが、別紙のほうでは約200トンと。かなり大きな量の差があるが、これは何か理由があるのか。

○（県）はい。資料のところでも少しご説明をしたのだが、今回、撤去対象となっている承水路の下に砕石120トンとあるのが、今回撤去の120トンである。それ以外に西井戸というのがあり、その西井戸の周辺にまだ同じ性状の砕石が80トンあり、その合

計が200トンということで、200トンと記載させていただいている。

- （座長） そうしたら、それをきちっと書かなくてはいけないだろう。
- （県） 申し訳ない。それは少し記載が漏れていた。
- （座長） だから、その資料も修正、それから、その次の別紙の資料も、ここはトレンチドレーン碎石の性状と書いてある中で200トンと出てきているから、それは修正しないとイケない。
- （県） 分かるように、修正させていただく。
- （座長） 細かいところはなかなか、我々も見切れないので。
ほかにいかがか。よろしいか。
それでは、少し確認で、安岐さん。安岐さん。聞こえるか。
- （豊島住民会議） 聞こえるか、安岐である。
- （座長） はい。
- （豊島住民会議） II / 4 の2ページ、表2の。
- （座長） D測線西側。
- （豊島住民会議） これの区画⑨の貯水可能量が4, 200 m³になっているが、この根拠というのは何か。ほかのところはだいたい分かる。
- （座長） 別の話か。分かった。少しそれを答えてください。
- （県） こちらは、地盤高がD西に比べて1.4 mほど低いということと、この区画⑨の周辺は、もともとの地盤高も少し高いので、全体、計算するとだいたい4, 200トンほどあるということである。
- （豊島住民会議） これは、底面積というのは、30×30で900だろう。これだと4 m 70ぐらい。TPが。それなら、そこの地盤よりも高くなるのでは。上の地盤より。ほかのところはだいたい合って。

- （座長）はい。
- （県）ここの部分は、掘削するとき、安全を確保するために、少し法面というか、斜面に削っているんで、上側は900m³よりももっと広い形で対策している。そのため、上の広さが広いので、いわば台形のような形になっているので、計算するとだいたいこのぐらいというふうに考えている。
- （豊島住民会議）これぐらいになる。これは水深いくらか。
- （座長）水深。
- （県）水深は、このあたりが3.5mで計算していたかと思う。詳しいところは資料を持ち合わせていないので、申し訳ない。
- （座長）ああ、そうか。
- （豊島住民会議）3.5mだったら超えることはない。
- （座長）分かった、いいか。
- （豊島住民会議）はい。それと、いいか。
- （座長）はい、どうぞ。
- （豊島住民会議）同じところの4ページ、図4であるが、さっき話したD測線西側から⑨②⑤⑩というのは、⑨なんかは導水をやるというのは分かるのであるが、D測線西側、それから②⑤⑩への導水方法というのと、貯留浸透期間というのと、それから最後になったら排水しないといけないと思うのであるが、これはどうやってやるのか。
- （座長）概要でいい。まだ、実施計画書の段階に来ているわけではないので。県が考えている、さっき、土のうを積んでどうのこうのと言っていた。水の流れを仮につくっていくのか。
誰がこれを計画したのか。この書類をつくったのは、どなたなのか。その人が答えればいい。

○（県）今、D西とか、区画の㉔㉕は、具体的な計画までできていないというところであるが、ここに十分な窪地があるということで書かせていただいた。今のところは、この導水した水を貯留トレンチがあるので、貯留トレンチの付近で切り欠けを設けて、そこにまずは水を溜めると。それと、地下水浄化に関係ない部分ということで、区画㉔の南付近、こちらのほうは今でも溜められるだろうということで、このあたりを少しやっつけていきたいというふうには考えている。

○（座長）はい。あと、溜まった水の原水というか、これ自体として見れば、遮水機能を解除した後、ここの整地をどうするか、工事期間中の整地と、それから、その後、引き渡しに向けての整地というのはまた別物になってくるのではないかと思っているが、工事にあたっては、できるだけこの雨水を浄化に活用することはするが、この処分地内でまだそれ以外にもいろいろやらなくてはいけないことが出てくる可能性があって、そういうその他の工事に関して邪魔にならないような、障害にならないような形で雨水を浄化に役立てるような方策を検討してみてください。

そこに雨水を導いていくのは、仮設的なやり方で考えるというのであれば、それはそれで成立するのかなというふうに思っている。

実施計画書を業者に作成させるにあたって、必要な条件というのは、そちらで指示しておかなければいけないのだろうと思っているので、そのへんの整理をきちんとやって、発注仕様書に盛り込んでいくという、そういうことを心がけてくれないか。発注仕様書そのものは、この委員会にかけて公表するわけにいかないから、基本計画書になっているのであるが、その基本計画書の段階でももう少し詰めをきちっとして、対応できるように、今後して行ってください。

少しこれは十分だとは言いきれないところもあるけれど、構想自体は分かるので、その後、どういう対応をしていくか、そちらできちっと詰めて考えていってくれるか。

○（県）はい、承知した。

○（座長）よろしいか。

○（豊島住民会議）もう1点、今日、現場へ午前中に行ってきて、そして、雨はだいたい5月になってから100mm近く降っている。そして、下の水路、広いほうの水路だが、北へ抜ける水路の出口から20mぐらいのところ、土のうとコンテナを使って水を止めているのだが、この理由は何か。

○（座長）少しそのへんのイメージが私にはわいてこないのだが、県のほうは分かっているか。

- （県）少しでも雨水を貯留トレンチに取れないかということで、少しポンプを設けて取ろうという試みをしているところである。せっかく雨がたくさん降っている時期なので、できる限り取りたいということでやっている。
- （座長）よろしいか。
- （豊島住民会議）雨水を利用するというのはよく分かるのだが、さっき言った方法とか、期間とか、その後の最終的な排除方法とか、そのへんのところと、これから雨期に入ってくる。台風も来る。そのへんのトレンチを確保しておかなければ、大きな問題が出てくるのではないか。
- （座長）そのへんは配慮した形で検討してほしいというふうに申し上げてあるので。だから、あそこが水浸しになって、ほかの工事もできないという状態は避けるようなことを考えて対応してほしいと。そういう状態を要望しておくし、そういう工事になるように。もう1回、実施計画書の審議があるから、そのときにもまた我々もそうであるし、そちらも見てください。よろしいか。
- （豊島住民会議）はい。
- （県）永田座長、失礼する。傍聴人の中地様が挙手をされている。
- （座長）あ、中地さん、少し今、私が聞いた話で次々に安岐さんのほうから質問があるのだが、これは少し異例である。会議の最初と最後にまとめて質問を受けるという格好になっているから、原則はそのようにしよう。中地さん。よいか。
- （県）中地さんが今、手を下ろされた。では、お返しする。
- （座長）はい。それでは、次の5番目になるか、各種ガイドライン、それからマニュアルの改訂の話である。どうぞ。

5. 各種ガイドライン及びマニュアルの改訂（審議）【資料Ⅱ／5】

- （県）資料5「各種ガイドライン及びマニュアルの改訂」について、ご説明させていただく。3月25日の第9回撤去等検討会において、第Ⅱ期工事等における各種ガイドライン及びマニュアルが審議・了承いただいたが、第Ⅱ期工事等で行う専用栈橋の撤去工

事については、海上での作業も発生することから、今回、各種ガイドライン及びマニュアルを見直し、追加修正を行うものである。

主な変更内容については、専用栈橋の撤去工事では、海上作業、潜水作業を行う場合があることから、作業従事者が海上作業及び潜水作業を安全に行うための留意事項を追加修正するとともに、専用栈橋の撤去工事による周辺環境への影響を把握するため、撤去工事途中に行う環境計測項目等を追加修正するものである。

次に、各種ガイドライン及びマニュアルの変更内容の概要について、2ページの表1に整理しているので、それに基づいてご説明させていただく。

1の各種ガイドラインの改訂についてであるが、①作業従事者の安全確保ガイドラインについては、①海上作業を行う場合の転落・落下物の防止等の措置に係る部分を追加している。②番目としては、屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、加熱により粒子状物質が発生するので、その溶接ヒュームを減少させるための換気設備等の措置に係る部分を追加している。③として、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断に係る部分を追加させていただいている。

次に、2番目の各種マニュアルの改訂だが、①作業従事者の安全確保マニュアルについては、①番目としては、海上作業での保護具、救命胴衣の着用を追加している。②番目としては、金属アーク溶接等作業を行うと、先ほど申したように粒子状物質である溶接ヒュームが発生することから、「保護具の着用状況の管理」の中の「粉じん」を「粉じん等」と変更している。③番目としては、海上作業、潜水作業での留意事項及び、周辺海域を利用する航行船舶に対する安全対策を追加している。

次に、④の解体撤去時における環境保全対策マニュアルについては、撤去物に付着した牡蠣殻等の悪臭の原因となる廃棄物の取扱いを追加している。

⑤施設の撤去等に係る環境計測マニュアルについては、専用栈橋の撤去に係る海域での環境計測を追加している。

前回の検討会で、永田座長さんのほうから、今回の追加については、鈴木先生、須那先生に相談するようにとのご指示があったので、両先生に事前に確認をいただいている。

その際、鈴木先生からは、事業者が5人以上の船員を雇用している事業者が栈橋の撤去工事に参入する場合には、その船員の労働に関し、船員法及び船員労働安全衛生規則が適用されるとのご意見があったので、県としても、この点を踏まえ対応してまいりたいと考えている。

また、須那先生からは、労働安全衛生規則が改正され、令和3年4月1日から、金属アーク溶接等作業に係る健康障害防止措置が義務付けられたことについてご助言をいただいたので、その旨の反映をさせていただいている。

○（座長）具体的に、今、修正になった箇所を少し指摘してもらえないか。

- （県）申し訳ない。具体的に申し上げる。5の（1）の①だが、第2のガイドラインの概要の一番下に、「高所作業」の後ろに「及び海上作業を行う場合には」と、「及び海上作業」を追加している。
- （座長）これは、赤字で示したり、傍線を引っ張ったりということを、今回はもうこれでいいけれど、今度はやっておいてもらえば、そっちのほうが分かりやすくなる。
- （県）申し訳ない。そうしたら、次、3ページになるが、第4、作業環境の保全（1）のところがあると思うが、その後ろに「また、屋内作業場での金属アーク溶接作業を行う場合は、局所排気等の設備を付設する」ということと、それに加えて、解説の（1）の下側になるが、「屋内作業場で金属アーク溶接作業等を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施、またこれと同等以上の措置を講じ作業を実施する」ということを付け加えさせてもらっている。
- 次、4ページであるが、第5の健康管理の実施については、四角囲いのところは2番、そして解説のほうも2番を追加させてもらっている。
- 次に、5の（2）の①、安全確保マニュアルについては、2ページ目になるが、第4、保護具の着用状況の管理、解説の（1）で、粉じんの後ろに「等」を付けさせてもらっている。それと（3）海上での作業について、救命胴衣を着用する等を追加させてもらっている。
- 次、第5、撤去等の作業中における安全確保については、四角囲いのところで3番、それで、解説については（4）海上作業、（5）潜水作業、（6）周辺海域を利用する航行船舶に対する安全対策を具体的に追加させてもらっている。
- 次、5の（2）の②、環境保全対策マニュアルについては、3ページになる。第5の騒音、振動、悪臭対策の解説になるが、悪臭対策の2段落目、3行目、撤去物に付着した牡蠣殻等を除去する場合は、悪臭の原因となるため、早期に処理委託をするという解説書を付けさせてもらっている。
- 次に⑤（2）の③、施設の撤去等に係る環境計測マニュアルについては、1ページ目の一番下であるが、第3、計測地点等の解説のところ、「また、豊島の専用棧橋撤去工事に係る環境計測地点は、汚濁防止膜の機能を確認する常時監視点、工事による周辺環境の影響を確認する基本観測点及び工事の影響を受けない対照地点とし、図1に示す」ということで、付け加えさせてもらっている。
- 3ページになり、表1、施設の撤去等に係る環境計測については、水質、海域の項目を付け加えさせてもらっている。
- 次、4ページになるが、こちらは表6、専用棧橋の撤去工事に係る環境計測の方法を追加させてもらっている。

それと、最後になるが、6 ページ表 1 1、専用棧橋の撤去工事に係る環境計測の評価基準を追加している。

- (座長) あれ、また聞こえなくなってしまったか。事務局、聞こえているか。
- (県) 今、聞こえるようになった。
- (座長) 説明が終わった。少し、やはりこのガイドライン、マニュアルの修正箇所は、ハッチングか傍線か入れた形にしてください。
- (県) 分かった。
- (座長) それでは、鈴木先生、どうぞ。コメントいただけるか。
- (委員) 今、修正箇所を説明いただいたとおりである。特に重要なのは、作業員が 5 名以上の船員を雇用する事業者、これらが参入するときには、それらの労働者については、船員法それから船員安全衛生規則、これは、内容的には陸上のものとほとんどというより、まったく変わらないと考えていただければいい。そのへんのところ、あとは説明いただいたとおりであるので。

それから、もう 1 つは、環境計測の場所である。今、説明いただいたところ、5 (2) の③の 2 ページ目、図 1 のところであるが、このダッタカ岬、ダッタカ鼻というのがあるのであるが、その横が海水浴場になっている。それから、さらにその西側については、漁業の網が入る。養魚場になる。そういう観点から、ここ全体では上げ潮、下げ潮があるが、上げ潮の場合は、広いところに広がって行って、そういう影響はあまりない。下げ潮のときに、ここに潮溜まりができるから、上げ潮の風るときには、ここに潮溜まりができるということを考慮して、対照地点を海水浴場と集魚場の漁業網のあるところの南側。それから、基本観測点は、ここに資材を運搬する船も出入りするの、一応ここを基本観測点として、それから、実際に作業する地先として常時観測点を設定した。
- (座長) 今のお話で、この図 1 の黒丸の地点という格好で示されているのであるが、緯度東経とか、そういうのはいいのか。何かきちんと表示しておかないと。
- (委員) これは、説明したときには、緯度東経が分かるような説明をしているが。線を入れて説明している。ただ、その線が入っていないので。
- (座長) ああ、そうか。分かった。少し何かの形で。

- （委員）それはすぐ。
- （座長）先生が言われた話を少し整理して入れさせていただいて、はい。よろしいか。
どういう経緯でここが決まったのかというのが、あまりはっきり見られないので、そのへんは、この資料の中に入れるのか、あるいは、ガイドラインの改訂の、この上書きか、上書きの中で少し整理して入れさせていただくということで、よろしいか。
- （委員）はい。どういう観点で選択したかというのは、そこに入れていただいて結構である。
- （座長）分かった。
あと、須那先生、いかがか。
- （委員）本年4月1日より労働安全衛生規則が改正されて、アーク溶接等の作業で発生するヒュームという物質が特定化学物質の扱いに変わったということで、その対応を事務局のほうにお願い申し上げたのだが。そういうことで、健康管理の、特に実施等に当たっては、それと事務局のほうから、4ページの5の2のところ、「有害物質を使用する業務等に従事する」という、この有害物質というのは、厚生労働省のほうでは「一定の有害物質」というふうになっていて、いかがなものかという相談を受けたわけだが、「一定の」というのは、要するに法令で指定した有害物質、いわゆる特定化学物質という意味だが、この文面から言うと、この後半に出てくる特殊健康診断ということもあるので、ここで「一定の」というのを加えなくても有害物質で十分であるというお答えをさせていただいた。
- （座長）ありがとう。先生、今のヒュームの話と、先ほどマニュアルの改訂の上書きのところに鈴木先生からご指摘の点のことも入れさせていただくが、併せてそれも書かせていただいて、改訂されたものに対してきちんと対応しているという形で、少しそのへんを触れさせていただければと思っている。よろしいか。
- （委員）ええ、承知した。
- （座長）はい、どうもありがとう。
それでは、いかがか。一応これで、第Ⅱ期工事で行う作業については、すべてに対してガイドラインあるいはマニュアルが決定されて、これにのっとって実施するということになるかと思う。よろしいか。

それでは、以上で本日準備した資料は終わりである。全体にわたって何かご意見、ご質問等があったら、お願いしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

○（座長） それでは、また傍聴人の方からお話を頂戴する。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議） 質問2点、意見2点あり、1点目は、先ほどのⅡ／4の別紙のところである。鈴木先生が指摘されたのであるが、砕石が200トンあるということで、説明では承水路の下と西井戸の2箇所から200トンになるということだったのであるが、別紙の土壤汚染対策法に基づいて調査をしたのが、サンプルが1つしか書いていないので、2箇所から取ったのであれば、ちゃんと両方とも安全を確認した上で処分するというふうに書き直していただかないといけないのではないかと。

○（座長） 分かった。少しそれ、やっているのか、やっていないのか。もしやっていないのであれば、至急やって対応を決めさせていただくので。了解した。

○（豊島住民会議） それともう1点は、先ほど須那先生がお示されたところで、健康診断をして、あと産業医等の助言をもらうと書いてあるのだが、健康管理委員会があるので、健康管理委員会等というふうに書いたほうがいいのではないかと思った次第である。

○（座長） 須那先生、そこはいかがか。健康管理委員会は触れていないのか、ここの中では。

○（委員） はい。特殊健康診断については、その作業を実施する会社の責任において実施するということだと思うので。あと、健康管理の結果については、毎年年度末にそういったことを健康管理委員会でいろいろ審議するわけだが、そういうことと言えば、今おっしゃった「等」を入れたほうがよろしいかもしれないかとは思う。

○（座長） 一番最後に3で、健康管理委員会の指導・助言を得ると書いてあって、「作業従事者の健康管理に関し」と書いてあるから、そういう意味では、全体に関してという認識で受け止めさせていただいて、そういうことであれば、今の話も全部含めてという理解がここで締めくくっているというふうに考えてもいいか。

- （委員） そうなる、はい。今までもいろいろな健康診断については、特殊健康診断についても審議に上がってきているので、そういう意味では、健康管理委員会にも関係するということ。
- （座長） 分かった。よろしいか、中地さん。特段書かないが、こういう格好で受け止めていると。
- （豊島住民会議） はい、結構である。
- （座長） はい、分かった。
それから、中地さんの1番目の質問に関して、少し事務局のほうはどのような対応になっていたのか。ここの分析結果のほうは、両方やられたのか。少し事務局のほうで、120トンと80トン、それぞれ。
- （県） 実際に試験を実施したのは、この120トン部分の1箇所である。
- （座長） では、80トンに対してもやらないといけないわけなのか。
- （県） 80トンに対しては、この資料上は少し正しくないということになるので、ここは120トンに修正させていただこうと思う。それで、西井戸の80トンはまた検査をした後に、また撤去のときに、資料として出させていただこうと、そういうふうに考えている。
- （座長） ああ、そうすると、少し書き方が複雑になってくるのだが、取りあえずは120トンについては、これで再生利用計画をこういう格好でやっていくと。
- （県） そうということである。今回、撤去の対象になっているこの120トンは。
- （座長） 80トンは今回の撤去対象ではないのか。
- （県） 今回の撤去対象ではなく、少しこの書き方が正しくなかったということ。
- （座長） ああ、それがいけない。ここを200トンとしたのがいけない。120トンとすればいいのか。
- （県） そうということである。80トンは現在、少し取れる状況にないので、また撤去の

ときに。

- （座長）それは今回の撤去ではなくて。
- （県）ええ、そういうことである。
- （座長）分かった。よろしいか。そういうことで、ここが200トンではなくて120トンという書き方になる。
- （県）申し訳ない。
- （座長）ということで、中地さん、よろしいか。
- （豊島住民会議）了解した。
- （座長）それでは、あと、豊島住民会議のほうは、何かないか。
- （豊島住民会議）ない。
- （座長）いいか。
- （豊島住民会議）はい。

VI 閉会

- （座長）それでは、少し時間がオーバー気味になったかもしれないが、今日の審議はこれで終了とさせていただきます。資料の修正等については、また対応させていただき、皆さんのほうにお送りする、あるいはメールで添付するというような形で対応させていただくので、よろしくお願いします。

それでは、長時間にわたり、ありがとう。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員